

三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事プロポーザル実施要領

三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事の内容並びに同工事に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 事業の目的

三次市のスポーツの拠点である「みよし運動公園」内の陸上競技場電光表示設備について、老朽化による不具合を解消するため、中国実業団陸上競技選手権大会や広島県高等学校駅伝競走大会などのハイレベルな大会の開催を踏まえた上で、高度な技術を有し、かつ事業スケジュールを遅延させることなく改修を行うことができる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事
- (2) 事業内容 「三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月15日まで
- (4) 限度額 245,300,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしているグループ又は複数の企業の共同体(以下「グループ等」という。)を結成した者とする。

- (1) グループ等の代表者は、令和7・8年度三次市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。また、各構成員は、グループ等協定書により市に連帯責任を負う旨の協定を締結すること。
- (2) 統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- (3) 参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) グループ等の代表者は、広島県内に本社・本店又は支店・営業所を有するもの。ただし、支店・営業所の場合は、電気工事業の許可を有し、契約権限の委任がなされているもの。
- (5) グループ等の代表者は、国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が三次市内にある場合に限るものとする。
- (6) グループ等の代表者は、令和7・8年度三次市建設工事入札参加資格者名簿に記載されていること。その時点での経営規模等評価結果通知書における電気工事の完成工事高があるもので、令和7年度・8年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書提出時における

経営規模等評価結果通知書の電気工事の総合評定値が935点以上あるもので、電気工事業の特定建設業許可を有するもの。

- (7) グループ等の代表者は、過去10年以内(平成27年4月から令和7年3月末竣工分)に国、都道府県又は市町村から電気工事で発注された電気設備工事の元請施工実績を有するもの。また、グループ等の代表者は、平成28年度以降に国又は地方公共団体を発注者とし、大型映像装置(フルカラーLED映像方式電光表示設備)に関する事業について元請としての受注実績を有している、または国又は地方公共団体と直接契約の実績を有しており、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。ただし、共同体による実績の場合は、代表者での実績とする。
- (8) グループ等の構成員は、令和7・8年度三次市建設工事入札参加資格者名簿に記載されているもので三次市内に本社・本店を有するもの。
- (9) グループ等の構成員は、国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。
- (10) グループ等の構成員は、令和7年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(電気工事)に記載されているランクがAのもの。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (12) 本工事の公募開始の日から契約締結の日までの間に、令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (13) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (14) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (15) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

4 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、受付等は三次市の休日を定める条例(平成16年三次市条例第2号)に基づく市の休日を除く9時から12時まで及び13時から17時までとする。(郵送の場合は、期限日の17時必着とする。)

項目		日程
1	公募の開始	令和8年4月10日(金)
2	質問の受付期限	令和8年4月17日(金)
3	質問の回答	令和8年4月21日(火)
4	参加申込書の提出期限	令和8年4月24日(金)
5	参加資格要件の審査結果通知	令和8年4月27日(月)
6	企画提案書等の提出期限	令和8年5月20日(水)
7	プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年5月25日(月)
8	審査結果の通知及び公表	令和8年5月27日(水)予定
9	仮契約締結	令和8年6月上旬予定
10	本契約(議会による議決後)	令和8年6月下旬予定

※プロポーザルの実施時期等は、状況により変更する場合がある。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年4月10日(金)から令和8年4月17日(金)
- (2) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (3) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (4) 提出先 三次市地域共創部共生社会推進課スポーツ推進係
E-mail sports@city.miyoshi.hiroshima.jp
TEL 0824-62-6553
- (5) 回答日 令和8年4月21日(火)
- (6) 回答方法 市ホームページに掲載する。
- (7) 留意事項
 - ① 提出方法以外の方法による質問については、受付及び回答しない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には、一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。
 - ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると本市が認めた質問については回答しないことがある。
 - ⑤ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。
 - ⑥ 現地確認等は、要望に応じ対応する。現地確認等を行う場合は、事務局へ事前に連絡すること。なお、現地確認等の具体的な手順等は事務局が指示する。

6 参加申込書の受付

(1) 提出書類・必要部数

① 参加申込書(様式第2号) 正本1部、副本2部

② 添付書類 正本1部、副本2部

ア グループ等構成表(様式第3号)

※担当役割及び連帯責任に関する協定書等の写しを添付すること。(任意様式)

イ 会社概要(様式第4号の1)

ウ 企業状況表(様式第4号の2)

エ 有資格技術職員内訳表(様式第4号の3)

オ 各役割の責任者事業実績表(様式第4号の4)

カ 同種または類似事業実績表(様式第5号)

キ 最新の経営規模等評価結果通知書

ク 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第6号の1)

ケ 役員等氏名一覧表(様式第6号の2)

コ 施工実績・受注実績については、実績を判別できる書類を添付するものとする。

③ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1部(正本に添付)

④ 国税の納税証明書 1部(正本に添付)

⑤ 市税の納税証明書(未納税額のない証明) 1部(正本に添付)

(2) 提出期限 令和8年4月24日(金)17時(必着)

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市地域共創部共生社会推進課スポーツ推進係

(5) 留意事項

① (1)④及び⑤については、提出日から3ヶ月以内の発行日のものとする(写し可)。

なお、⑤については、事業所が三次市内にある場合に提出すること。

② 添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

7 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書を提出した者(以下「参加申込者」という。)の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和8年4月27日(月)を予定している。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 企画提案書等提出届(様式第8号) 正本1部、副本7部
- ② 添付書類 正本1部、副本7部
 - ア 提案概要(様式第9号)
 - イ 概算見積書(様式第10号)
 - ウ 事業実施方針・体制(様式第11号)
 - エ 施工計画(様式第12号)
 - オ 電光表示設備(様式第13号)
 - カ 保守・維持管理計画(様式第14号)
 - キ その他の配慮点・独自の工夫(様式第15号)
 - ク プレゼンテーション用資料(様式任意) ※用意は任意

(2) 提出期限 令和8年5月20日(水)17時(必着)

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市地域共創部共生社会推進課スポーツ推進係

(5) 企画提案書等の記載方法

下記の全項目について、図示、図解、画像の使用を可能とする。

① 提案概要

ア 提案概要はA4サイズとし、提案書全体の概要を記載すること。

② 概算見積書

ア 概算見積書には、総額(消費税及び地方消費税相当額を除く)を記載すること。

イ 作業項目ごとの内訳を記載すること。

③ 事業実施方針体制

ア 事業の実施方針・体制について記載すること。

イ 市内企業の参画など地域経済への貢献に配慮している内容を記載すること。

④ 施工計画

ア 施工計画を記載すること。

イ 施設の継続利用に配慮した内容を記載すること。

ウ 施設の周辺住民や環境に配慮した内容を記載すること。

⑤ 電光表示設備

ア 設備の仕様・性能・機能等について記載すること。

イ 施設利用者等、全ての関係者に配慮した内容を記載すること。

ウ 幅広い活用方法について記載すること。

⑥ 保守・維持管理計画

ア 維持管理計画について記載すること。

イ 維持管理費の低減等の視点で、工夫する点があれば記載すること。

ウ 緊急対応、保守点検体制等について記載すること。

⑦ その他の配慮点・独自の工夫

ア 本事業において、特に配慮した点や独自の工夫を記載すること。

⑧ プレゼンテーション用資料

ア プレゼンテーション用資料の用意及び資料の様式については、任意とする。プレゼンテーション用資料を用意しない場合は、企画提案書等提出届(様式第8号)の該当項目に取り消し線を引くこと。

(6) 留意事項

① 企画提案書のフォントサイズは、注釈等を除き、原則として12ポイント以上で作成すること。

② 添付書類にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

③ 企画提案事項の目的と効果が明確となるよう記載すること。

④ 企画提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

⑤ 企画提案書等の提出を辞退する場合には、提案辞退届(様式第7号)を提出すること。

⑥ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

9 企画提案の審査

(1) プロポーザル審査委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事プロポーザル審査委員会」を設置し、企画提案書等を提出した者(以下「提案者」という。)のヒアリング及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) ヒアリングの実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和8年5月25日(月)

イ 実施場所 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も禁止する。

イ 制限時間は40分以内とし、内訳は、事前準備(5分以内)、プレゼンテーション(20分以内)、ヒアリング(質疑応答)(10分以内)、片付け(5分以内)とする。なお、ヒアリングの終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は5名以内とし、原則として、業務責任者が説明者となること。

エ ヒアリングに必要な備品(パソコン及び周辺機器)は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター1台、スクリーン1台、モニター1台、電源については、本市において用意する。

オ ヒアリングの順番については、企画提案書等の受付順とする。

カ ヒアリングは非公開とする。

キ 詳細については、原則として本市の指示によるものとする。

(3) 審査の実施

ヒアリング及び企画提案の内容について、「評価基準」に基づき、(個別評価)を行う。

(4) 受託候補者の選定方法

ア 「評価基準」に基づき、総得点第1位の者を受託候補者として選定する。また、総得点第2位の者を次点受託候補者として選定する。

イ 総得点第1位の者が2者以上いる場合には、審査委員会において、受託候補者となる1者を選定する。

ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点(70点/100満点)を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点が第1位であっても、受託候補者として選定しない。

エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、受託候補者として選定する。

(5) 評価基準

ア 審査基準及び配点

評価項目	評価の視点	配点
基本的事項	過去10年度以内に国・地方公共団体を発注者とした大型映像装置に関する受注実績を有しているか。	5
	募集の趣旨を十分理解し、提案内容全体を通して、独自の工夫・ノウハウの提案があるか。	15
施工計画・内容・実施体制	限られた施工期間内に、安全かつ正確に工事を完了させる実施体制が確保されているか。	15
	施設の継続利用への配慮が十分であるか。	10
機器仕様及び機能拡張	LED表示部の仕様、規格及びデザイン性	5
	幅広い利用を想定した創意工夫があるか。	5
	操作内容のマニュアルが整備され、操作が容易であるか。	5
維持管理	保守管理体制、故障時の対応等が適切であるか。	15
	維持管理計画や経済性が適切であるか。	10
	電気料等のランニングコスト削減の工夫が図られているか。	5
見積金額	価格に妥当性があるか。	10

10 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に通知するとともに、市公式ホームページに掲載する。
なお、審査結果等に関する異議申し立ては受け付けない。

(2) 受託候補者の公表等

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 受託候補者の商号

イ 全ての提案者の総点(受託候補者以外の提案者名は公表しない。)

11 協議・契約

市は、受託候補者の企画提案を踏まえ、受託候補者と仕様等について協議を行ったのち、見積書を徴し、予定価格を下回った場合、随意契約により契約を締結する。ただし、この契約は、議会の議決を経ることで契約の効力が発生する仮契約となる。なお、参加申込書で提出された、グループ等の構成員又は協力会社等の変更は認めない。

また、受託候補者と協議及び契約が調わない場合には、次点の受託候補者と協議及び契約を締結することができる。

本案件は議会の議決後に本契約とする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載を行った者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) 提案上限額を超える見積額を提示した者

(4) プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から5分以上遅れて参集した者

(5) 契約締結日までに、参加資格要件を欠いた者

13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加者又は提案者の負担とする。

(2) 本市へ提出された書類は返却しない。

(3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。

(4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。

(5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属する。ただし、あらかじめ市が提出者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提出者が行う。
- (7) 参加者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。また、グループ等の構成員又は協力会社等は、複数の参加者の構成員又は協力会社等となることはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、三次市情報公開条例(平成18年三次市条例 第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

14 担当部署

三次市 地域共創部 共生社会推進課 スポーツ推進係
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
TEL 0824-62-6553 FAX 0824-62-6235
E-mail sports@city.miyoshi.hiroshima.jp